

令和8年度人権政策課会計年度任用職員募集要項

1 職名

男女平等啓発事務員

2 募集期間

令和8年2月16日（月）から令和8年3月9日（月）まで

3 募集方法

ホームページへ募集記事を掲載します。

4 募集人数

1人

5 選考方法

書類審査・作文・面接

第一次選考 書類審査・作文

第二次選考 面接（第一次選考合格者のみ）

6 応募資格

資格・国籍・年齢の要件は設けていません。

（国籍は問いませんが、日本語で業務ができるかた。）

なお、下記（1）～（4）のいずれかに該当するかたは受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める労働時間（1日8時間又は週40時間）を上回ることとなる者

また、目黒区の会計年度任用職員の職を同時に2つ以上兼ねることはできません。

7 職務内容

- ・相談等業務（相談準備業務、関係資料作成（件数の統計資料等）等）
- ・オンブーズ事務局関連業務（相談受付、オンブーズとの連絡調整、年次報告作成等）
- ・一時保育業務（保育用品管理、名簿管理、一時保育者登録業務等）
- ・庶務関連業務（各種調査回答、各種会議準備業務等）
- ・施設管理業務（館内各部署との調整等）

なお、災害発生時や感染症対応等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範囲内で災害対応業務等の上記以外の業務に従事することがあります。また、同一勤務場所（課）において、係間での応援業務等が発生した場合は、当該業務に従事することがあります。

8 職務系又は職種

事務系

9 雇用期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで。

なお、再度の任用制度により、次年度に同一の職務内容の職が設置された場合に、能力実証に基づき任用されることがあります。ただし、業務の見直しによる職の廃止やその他の合理的な理由により、再度の任用を行わない場合もあります。

10 勤務日及び休日

(1) 勤務日

月曜日から土曜日のうち4日

(2) 休日

日曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び祝日。ただし、あらかじめ男女平等・共同参画関連行事及び人権啓発の行事等で休日に勤務を割り振られた場合を除きます。

11 勤務時間

1日の勤務時間 7時間45分（実働）

午前8時30分から午後5時15分まで

（正午から午後1時までの休憩1時間を含む。昼当番時は午後1時から午後2時、もしくは区が指定する時間）。

12 勤務場所

目黒区中目黒二丁目10番13号

中目黒スクエア8・9階

人権政策課男女平等センター係

※敷地内禁煙

13 報酬額等

月額約229,728円（地域手当相当額を含む。）

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額、時間外勤務手当相当額、期末・勤勉手当等を支給します（期末・勤勉手当は、任期や勤務日数等によっては支給対象外となる場合があります。）。

報酬の支給日は、毎月15日です。ただし、15日が土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。

14 服務

地方公務員法上的一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等）が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。

15 休暇等

年次有給休暇は15日です。勤務日単位または時間単位で取得できます。

この他に、夏季休暇、妊娠出産休暇等があり、それぞれについて日数等が定められています。

16 災害補償

公務上又は通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例により補償されます。

17 社会保険及び雇用保険の適用

健康保険、厚生年金、雇用保険が適用されます。

(1) 加入する健康保険

東京都職員共済組合又は公立学校共済組合

(2) 任意継続

退職後に任意継続組合員となるためには、退職日の前日まで引き続き1年以上組合員である必要があります。(任用期間が4月1日から翌年3月31日までの1年間では任意継続組合員になれません。再度の任用等により共済組合員期間が1年を超える必要があります。)

18 健康管理

年1回定期総合健康診断等を実施します。

5月1日時点在職者で、一定の要件を満たす場合のみ対象となります。

19 被服貸与

職務遂行上、被服が必要な職及び所属に配属された場合は、被服を貸与します。

20 その他

目黒区職員互助会会員となります。互助会費については毎月の給与から控除されます。

21 応募方法

(1) 提出書類

ア 履歴書（6月以内の撮影写真添付）

イ 作文

・テーマ 「これまでの経験等を踏まえ、男女平等・共同参画の推進のために私がしたいこと、できること」

・文字数 800字程度

・市販の原稿用紙、パソコン等での入力・印刷したものどちらでも可

※ご提出いただいた書類は返却いたしません。

(2) 提出期限

令和8年3月9日（月曜日）（必着）

(3) 提出方法

封筒に「男女平等啓発事務員」と明記し、履歴書と作文を、人権政策課男女平等センター係へ郵送又は持参してください。

22 郵送先・問い合わせ先

郵便番号 153-8573

目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区総務部人権政策課男女平等センター係

電話番号 03-5721-8570（直通）

受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時00分まで

以 上